

(4) 国語科における「言語活動の充実」

ア 「言語活動の充実」の概要

知識基盤社会の到来や、グローバル化の進展など急速に社会が変化する中、次代を担う子どもたちには、幅広い知識と柔軟な思考力に基づいて判断することや、他者と切磋琢磨しつつ異なる文化や歴史に立脚する人々との共存を図ることなど、変化に対応する能力や資質が一層求められている。一方、近年の国内外の学力調査の結果などから、我が国の子どもたちには思考力・判断力・表現力等に課題がみられる。

「言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～」p. 1

これからの時代を担う子どもたちには、変化の激しい社会の中で、幅広い知識を基盤として思考力・判断力・表現力等を柔軟に働かせながら、ものの見方や考え方が様々に違う人々と共存していく能力を身に付けることや、一人の人間として自立し、社会の中心的な形成者としての役割を果たしていくことといった、「生きる力」が求められています。ところが、PISA調査等の学力に関する各種の調査の結果から、我が国の児童生徒には、「生きる力」で重視している思考力・判断力・表現力等、学習意欲、学習習慣等について課題があることが分かりました。

※学校教育法第30条第2項では、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成すること、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならないことが示されました。

更に、中教審答申の「教育内容に関する主な改善事項」では、とりわけ「思考力・判断力・表現力等」を育むために、各教科等における「言語活動の充実」が第一に挙げられました。

こうした審議等の経過が、新学習指導要領において反映されています。

※①基礎的・基本的な知識・技能 ②知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等 ③主体的に学習に取り組む態度 を、以後「学力の重要な3つの要素」と称する。

(7) 各教科等における「言語活動の充実」の位置付け

今回の改訂においては、言語活動の充実を重視している。このため、配慮事項として、各教科等の指導に当たっては、児童・生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要であることを示した。「学習指導要領解説総則編」p. 7

各教科等における「言語活動の充実」は、「思考力・判断力・表現力等の育成」を始めとする学力の重要な3つの要素を育み、「確かな学力」、ひいては「生きる力」の育成という、学習指導要領の理念の実現を図ることを目的としています。

「言語活動の充実」は、それ自体が目的ではなく、各教科等の目標を達成するための手立てです。したがって、各教科等の目標を踏まえながら、言語活動を意図的、計画的に位置付け、授業の構成や指導の在り方を工夫・改善していくことが大切になります。

(イ) 「思考力・判断力・表現力等」と「言語活動の充実」

中教審答申においては、「思考力・判断力・表現力等」を育むために、次のような学習活動を各教科等において行うことが不可欠であるとしています。

- ① 体験から感じ取ったことを表現する
- ② 事実を正確に理解し伝達する
- ③ 概念・法則・意図などを解釈し、説明したり活用したりする
- ④ 情報を分析・評価し、論述する
- ⑤ 課題について、構想を立て実践し、評価・改善する
- ⑥ 互いの考えを伝え合い、自らの考えや集団の考えを発展させる 「中教審答申」p. 24～25

(ウ) 言語の役割を踏まえた言語活動の充実

中教審答申では、「言語は知的活動（論理や思考）だけではなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもある。」と、言語の役割について述べています。これを受けて「言語活動の充実に関する指導事例集」では、言語の役割を踏まえた言語活動の指導の在り方と留意点について、次のように整理しています。

(1) 知的活動（論理や思考）に関すること

ア 事実等を正確に理解し、他者に的確に分かりやすく伝えること

イ 事実等を解釈し説明するとともに、互いの考えを伝え合うことで、自分の考えや集団の考えを発展させること

(2) コミュニケーションや感性・情緒に関すること

ア 互いの存在についての理解を深め、尊重していくこと

イ 感じたことを言葉にしたり、それらの言葉を交流したりすること

「言語活動の充実に関する指導事例集～思考力、判断力、表現力等の育成に向けて～」p. 7～9

※各項目の詳しい内容については、「言語活動の充実に関する指導事例集」を参照する。

イ 国語科における言語活動の充実

国語科においては「言語活動を通して指導事項を指導する」ことは、これまでも示されてきましたが、今回の改訂で言語活動例が「内容の取扱い」から「内容」に移されたことにより、一層重視されたことが分かります。本県においても、国語科の目標の実現を図る上で、効果的に言語活動を設定し、児童生徒の主体的な国語の学習が展開されるよう、授業改善を図っていくことが求められています。

これらのことを受け、「静岡県授業づくり指針 国語科」では、「言語活動を通して指導事項（言語能力）を指導する」学習展開や「言語活動を通して思考力・判断力・表現力等を育む」ことを意識し、指導計画例を示しました。

(ア) 国語科と各教科における言語活動の目的と内容

知識・技能を習得するのも、これらを活用し課題を解決するために思考し、判断し、表現するのもすべて言語によって行われるものであり、これらの学習活動の基盤となるのは、言語に関する能力である。さらに、言語は論理的思考だけではなく、コミュニケーションや感性・情緒の基盤でもあり、豊かな心をはぐくむ上でも、言語に関する能力を高めていくことが求められている。したがって、今回の改訂においては、言語に関する能力の育成を重視し、各教科等において言語活動を充実することとしている。

具体的には、言語に関する能力を育成する中核的な教科である国語科においては、話すこと・聞くこと、書くこと、読むことのそれぞれに記録、要約、説明、論述といった言語活動を例示した。「学習指導要領解説総則編」p. 53～54

各教科において言語活動の充実を図る上で、基盤となるものは言語に関する能力であり、言語能力を育成する教科の中核となるのが、国語科です。したがって、国語科には、児童生徒が実生活や各教科等の基本ともなる国語の能力を主体的に身に付けていくことができるよう、様々な言語活動を工夫し、その充実を図っていくことが求められています。

また、「言語活動の充実」については、国語科と各教科等では、その目的や内容に、それぞれ特質があります。国語科では「実生活で生きてはたらき、各教科等の学習の基本ともなる国語の能力」を身に付けていくことに重点が置かれ、各教科等においては、国語科で培った能力を使いながら知識・技能を活用する学習活動を充実させ、目標の実現を図っていくことに重点が置かれています。

こうしたことから、各教科等の言語活動の例として「発表、記録、説明、鑑賞」等が挙げられ、国語科では、これらの言語活動を行う国語の能力を育成することが、各教科等との関連の中で役割として求められています。

(イ) 国語科における言語活動の捉え方

各領域では、国語の能力を調和的に育て実生活で生きて働くように、それぞれの領域の特性を生かしながら児童（生徒）主体の言語活動を活発にし、国語科の目標を確実に豊かに実現できるように内容を改善した。そのために、各領域の内容を(1)の指導事項に示すとともに、これまでには内容の取扱いに示していた言語活動例を内容の(2)に位置付け、再構成している。これは、各学年の内容の指導に当たって、内容(1)に示された指導事項を、内容(2)に示されている言語活動例を通して指導することを一層重視したためである。 「学習指導要領解説国語編」 p. 6

基礎的・基本的な知識・技能を活用して課題を探究することのできる国語の能力を身に付けることに資するよう、実生活の様々な場面における言語活動を具体的に内容に示す。

「学習指導要領解説国語編」 p. 3

国語科という言語活動とは、言語活動例に示されているような、実生活や各教科等に生きて働く特有な活動として捉える必要があります。「話す・聞く」「書く」「読む」といった活動を基盤としながら、低・中学年であれば「紹介する」、高学年であれば「推薦する」など、実生活や各教科等における、その学年で経験すると思われる活動を指しています。

また、言語活動例が「内容の取扱い」から「内容(2)」に位置付けられたことは、示された言語活動例は例示でありながらも、年間で全てを、計画的に偏りなく取り扱う必要があることを意味しています。更に言えば、示された言語活動例以外にも、身に付けさせたい力や教材の特長、児童生徒の実態に応じた的確な言語活動を考えていくことも必要になります。

なお、「基礎的・基本的な知識・技能を活用(する)」とは、国語科においては言語活動を通して言語能力を育む過程であり、この過程において、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育てていきます。「習得したことの活用を図る」については、「活用することで習得を図る」場合も考えられることから、習得と活用は一連の流れの中にあり、一体のものとして捉えます。「習得→活用」といった、一方向のみへ展開するものではないことに留意する必要があります。

(ウ) 国語科における言語活動を支えるもの

〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕は、我が国の言語文化を享受し継承・発展させる態度を育てることや、国語が果たす役割や特質についてまとめた知識を身に付けるとともに、実際の言語活動において有機的に働くような能力を育てることに重点を置いて構成している。

「学習指導要領解説国語編」 p. 6

「学習指導要領 平成10年告示」国語〔言語事項〕の内容のうち、各領域の内容に関連の深いものについては、実際の言語活動において一層有機的に働くよう、内容(1)の指導事項として位置付けられました。また、言語活動を通して国語の能力を確実に身に付けていくためには、文字力や語彙力などの基礎的な言語に関する知識についても確実に理解を図っていくことが欠かせません。したがって、〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕については、全ての単元において目標を設定し、指導及び評価を行っていくことが大切です。

なお、「学習指導要領 第3 指導計画の作成と内容の取扱い」において、「2(1)ア 特定の事項をまとめて(知識をまとめて)指導したり、繰り返して指導したりすることが必要な場合については、特にそれだけを取り上げて学習させるよう配慮すること」とあるように、児童生徒の実態や必要に応じて、「国語の特質に関する事項」の単元を構想したり、特定の時間を確保して繰り返して指導したりします。

※ 引用における()は中学校の内容を指します。特にないものは、小・中共通です。

ウ 「言語活動」の設定の仕方について

単元を構想する上で、言語活動の設定の手順や単元における位置付け、留意点について説明します。

(7) 言語活動の設定における手順

① 身に付けさせたい力を選択する

年間指導計画に基づき、児童生徒の言語能力の実態を加味しながら、児童生徒に身に付けさせたい力（指導事項・〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕）を選択します。

一つの単元においては、1領域を設定していくことを基本とします。また、指導事項を1～2事項程度に絞り込み、更に各指導事項の内容を分割するなど、身に付けさせたい力の焦点化を図ります。伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項についても同様に考えます。

② 言語活動例を選択する

年間指導計画に基づき、身に付けさせたい力を育成するのに適したものを、「言語活動例」から選択します。

指導事項と同じ領域から選択することを基本としますが、場合によっては他領域や他学年から取り上げることや、他のものを設定することも考えられます。その際は、①で位置付けた指導事項を指導する上で、効果的な言語活動例を選択するとともに、年間の中で、確実に全ての言語活動例が偏りなく扱われるよう配慮する必要があります。

③ 教材を選択し、分析する

選択した言語活動を行うのに適した教材を選定し、教材分析を行います。

身に付けさせたい力や言語活動に留意しながら教材を分析し、特長を明らかにするとともに、必要に応じて一部分を用いたり、他の教材と組み合わせたりするなどの工夫をします。

④ 言語活動と身に付けさせたい力を具体化する

選択した言語活動例と身に付けさせたい力を、児童生徒の実態、教材の特長と照らし合わせながら具体化します。その際に、実際に言語活動を行うために必要な言語能力を整理し、重点的に身に付けさせたい力を具体化するとともに、単元において活用させたい言語能力を明確にします。

(4) 国語科の言語活動の単元における位置付け

国語科の単元の指導過程を構想する際、言語活動は単元を貫くように位置付けます。

言語活動を相互の関連を図らずにばらばらに配置したり、単元の最後に付加的に位置付けたりするのはではなく、言語活動を有機的に単元に位置付け、身に付けさせたい国語の能力を確実に育むことが大切になります。

(ウ) 言語活動の設定に当たっての留意点

① 言語活動は、身に付けさせたい力（指導事項）を指導するために行う

言語活動そのものが学習の目的とならないように留意します。言語活動は身に付けさせたい力を指導するための手立てであり、指導するに当たって効果的なものを設定します。

② 言語活動を行う際は、各領域の能力を関連させる

話す・聞く、書く、読むなど、様々な領域の言語能力を関連させるよう留意します。各領域の既習の言語能力を活用しながら言語活動を行わせることで、目標とする領域の新たな言語能力を、効果的に育成します。

③ 児童生徒自身が学習過程の見通しを持ち、振り返りができるようにさせる

児童生徒が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう留意します。児童生徒自身が言語活動の目的や見通しを持ち、自らの言語活動を振り返る場を単元に位置付けることにより、自ら学び課題を解決していく能力や、単元で目標とする言語能力を育成します。

エ 単元目標・評価規準の設定の仕方について

「静岡県授業づくり指針 国語科」では、単元目標を設定するに当たって、次のようなことを重視しています。

(7) 単元目標の構成

① 単元目標は3点セット

国語科では、単元目標を、以下の3点をセットで構成します。

- ①国語への関心・意欲・態度
- ②領域の指導事項
- ③伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項

② 身に付けさせたい力の領域は1領域が基本

「②領域の指導事項」は、1領域で構成するのが基本です。

当然ながら、国語科の学習では、領域を問わず、話す・聞く、書く、読むという全ての活動が行われます。しかし、目標及び評価の対象となる領域は、基本的に1領域です。

例えば、「読むこと」の領域の単元においては、文章を読む活動に加え、解釈したことを文章で書いたり、話し合ったりする活動が行われます。この場合の、書いたり話し合ったりする活動は、「読むこと」の能力を身に付けるための手立てということになります。

なお、教材や学習展開によって効果が期待できる場合には、複数の領域を単元目標に設定することも考えられます。

③ 「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」を、特別に取り上げて指導する場合

古典や言語に関する指導などにおいて、「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」を取り上げて指導する場合は、以下のような構成となります。

- ①国語への関心・意欲・態度
- ③伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項

(イ) 単元目標の設定の仕方

単元目標を設定するに当たっては、言語活動の特長が表れるよう、以下のように設定します。

- ①国語への関心・意欲・態度
各学年の「領域の目標」を基にする。
身に付けさせたい言語能力と態度、言語活動についての関心・意欲・態度を記述する。
- ②領域の指導事項
選択した領域の「指導事項」（1～2事項）を基にする。
教材の特長・言語活動に即して記述する。
- ③伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項
〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕（1事項）を基にする。

(ウ) 評価規準の設定の仕方

評価規準を設定するに当たっては、単元目標を基にして、以下のように設定します。

- ①国語への関心・意欲・態度 …… 文末を「～しようとしている。」とする。
- ②領域の指導事項 …… 文末を「～している。」とする。
- ③言語についての知識・理解・技能 …… 文末を「～している。」とする。
単元目標③〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕は、「言語についての知識・理解・技能」に改める。
※高等学校については、「言語についての知識・理解」とする。